

平成 20 年 1 月 7 日

総務省 総合通信基盤局
電波部 基幹通信課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番
1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょう とりしまり やくしゃちょうけん しーいーおー さん
代表 取締役 社長兼 CEO 孫
まさよし
正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社

電話番号

電子メール



意見書

固定系地域バンドの 10MHz システムの場合、ガードバンド幅を各 5MHz とし、システム間での同期は必要事項とするべきでない

下隣接周波数帯を使用する認定事業者が WiMAX 方式以外、上隣接周波数帯を使用する認定事業者が WiMAX 方式、または、下隣接周波数帯を使用する認定事業者が WiMAX 方式、上隣接周波数帯を使用する認定事業者が WiMAX 方式以外の場合において、現在は WiMAX 方式の認定事業者とのガードバンド幅が 3MHz であっても同期を取る必要があるが、このガードバンド幅を 2MHz 幅拡張して 5MHz 幅とし、WiMAX 方式以外の認定事業者とのガードバンド幅を 7MHz 幅から 5MHz 幅に減少させることにより、固定系地域バンドの 10MHz システムでの同期は必要事項とするべきでない。

認定事業者と固定系地域バンド無線局の免許人の利用シーンの違いにより、送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値及び送受信タイミングを同一とする事が不都合となる事も想定される事から、認定事業者との同期を必要事項としない事により、固定系地域バンド無線局の免許人は柔軟なシステム設計を行うことが可能となり、デジタル・ディバイドの早期是正がより推進される事が期待される。

以上